

5-1 協働によるまちづくりの推進

地域が抱える課題は今後さらに多様化し増加する事が予想され、行政のみで解決する事は困難と思われます。持続可能な都市づくりでは、町民の積極的参加は必要不可欠なものとなっており、行政とのパートナーシップや自主運営組織の構築を円滑に推進していくため以下にその方針を示します。

①町民参加意識の啓発

少子・高齢化が進み、限られた財政の中で「町民にとって住みよい地域をつくる」ということは、そこに居住する町民・事業者が参加・行動しなければ実現することは困難であるということ認識し、積極的かつ自発的な参加・行動ができるよう、町民参加意識の啓発推進を図ります。そのためには、行政における様々な情報を公開し、情報の共有化を図り、町民一人ひとりのまちづくりに対する意識啓発を促すとともに、多様なまちづくりの町民参加の活性化を促進します。町民参加を通じた地域コミュニティの充実、都市間競争における「どんな人にとっても住みやすい古平」のイメージを外部に発信する最も重要な要素と考えられます。

②具体的な町民参加の体制づくり

本町では社会福祉の分野において、官・民の取り組みは外部から高い評価を得ています。今後はこのノウハウを活かし、一般生活サポート機能を強化するため今までのボランティア型活動に加え、町民が主体となったNPO^{※1}等による事業として展開する事により、継続的な助け合いや地域コミュニティの充実が可能と考えられます。また、公園などを始めとした公共施設の維持・管理等を積極的に行う事により、町民の健康維持の効果も期待できることから、組織・体制づくりについて町民・行政協働で研究、検討していきます。

③開かれた行政運営の推進

町民参加・活動を効率的に進めるため、行政が行う計画づくりから事業実施までの各段階に応じ、町民・事業者等が気軽に参加できる場の提供を図ります。また、町民・事業者との役割分担を明確にしつつ都市づくり情報の周知徹底を図り、行政運営・手続きにおける信頼性と透明性の確保を図ります。さらに、行政内部における各部局が横断的に連携した都市づくり体制の充実を図ると同時に、国、北海道や近隣町村との連携についても強化を図っていきます。

※1 NPO：Non Profit Organization の略語で非営利組織、利益を目的としない組織のことです。

5-2 都市計画制度の活用と事業の推進

①都市計画法などによる規制、誘導

都市づくりの緒施策を実施していく上で、その施策に対して法的な位置付けや効力を持たせるために適切な都市計画決定を行い、効率的かつ計画的な都市計画行政を図る事を踏まえ、地域地区の適切な見直し、都市施設の適正な見直し、配置を図っていきます。

また、都市計画提案制度による民間の知恵と力を活用した特色のある都市づくり、地域づくりについても促進していきます。

②補助金・交付金等の活用

都市づくりの実現に向けては、経済状況の変化による厳しい財政状況を勘案し、限りある財源を効果的に使うため社会資本整備総合交付金^{※1}などを活用し、事業の指標設定・事業効果などについて、広く市民の理解を得ていく事とします。

5-3 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

本計画は都市計画の継続性を考慮し、概ね20年後を目標とした計画となっていますが、近年の我が国を取り巻く社会情勢の動向はめまぐるしく変化していることから、時代背景や社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応していくため、計画の見直しを適宜に図っていくものとしてします。

※1 社会資本整備総合交付金：活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった分野の政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援する制度のことです。